

平成27年 4 月

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「J P M 中東アフリカ株式ファンド」
投資信託契約の解約（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の追加型証券投資信託「J P M 中東アフリカ株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）は、その純資産総額が平成27年 2 月末現在で約 6 億円となっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には信託契約を解約することができるかと定めています。弊社では、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定にしたがって当ファンドの信託契約を解約すること（以下「繰上償還」といいます。）はやむを得ないと判断いたしました。

したがって、当ファンドの信託約款第45条第 1 項の規定に基づき、後記のとおり繰上償還をさせていただき予定ですのお知らせいたします。

なお、このお知らせは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）第20条第 1 項において準用する同法第17条第 2 項の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただきものです。

上記の繰上償還は、投信法の規定にしたがい、書面による決議（以下「本決議」といいます。）による可決をもって実施します。

つきましては、このお知らせおよび同封の「書面決議参考書類」（本決議に対する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類）を必ずお読みいただき、本決議に対する賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法については、後記「5. 議決権を行使する方法について」をご覧ください。

なお、本決議に対し議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、当ファンドの信託約款第45条第 3 項に基づき、本決議に賛成するものとみなされます。

繰上償還に賛成の場合、必ずしも議決権行使書面をご返送いただく必要はありません。その場合のお手続きは必要ありません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の対象となるファンド

JPM中東アフリカ株式ファンド

2. 繰上償還を行う理由

当ファンドの純資産総額が20億円を下回っているため、当ファンドの信託約款第45条第1項の規定に基づき繰上償還を行うものです。

3. 繰上償還の日程について

① 受益者の確定日	: 平成27年4月23日
② 書面による議決権の行使期限	: 平成27年5月25日まで
③ 書面による決議の日	: 平成27年5月26日
④ 繰上償還日	: 平成27年6月9日(予定)

4. 繰上償還の決定について

繰上償還に賛成された受益者の受益権の合計口数が、平成27年4月23日現在の受益権の総口数の3分の2以上である場合は、平成27年6月9日に繰上償還いたします。

繰上償還に賛成された受益者の受益権の合計口数が、平成27年4月23日現在の受益権の総口数の3分の2未満の場合には、繰上償還は行いません。この場合、当ファンドを継続する旨を本決議の日以降、速やかに受益者の皆様に通知いたします。

5. 議決権を行使する方法について

受益者は、弊社に対し、平成27年4月23日現在保有する当ファンドの受益権(平成27年4月21日の取得申込み分まで)について、議決権を行使し繰上償還について賛否を述べるすることができます。平成27年4月22日以降の取得申込み分の受益権については、議決権行使の対象とはなりませんので、賛否を述べる権利はありません。

議決権を行使される受益者の方は、同封の議決権行使書面に本決議への賛否および必要事項をご記入の上、平成27年5月25日(月)必着で、封書にて、以下の宛先へご郵送くださいますようお願い申し上げます。

<宛先>

〒100-6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社 経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室
--

(注)取得した個人情報、繰上償還の手続きに必要な範囲でのみ使用いたします。
なお、弊社の個人情報保護方針については、
<https://www.jpmorganasset.co.jp/wps/portal/Policy/Privacy>に掲載されています。

[ご注意事項]

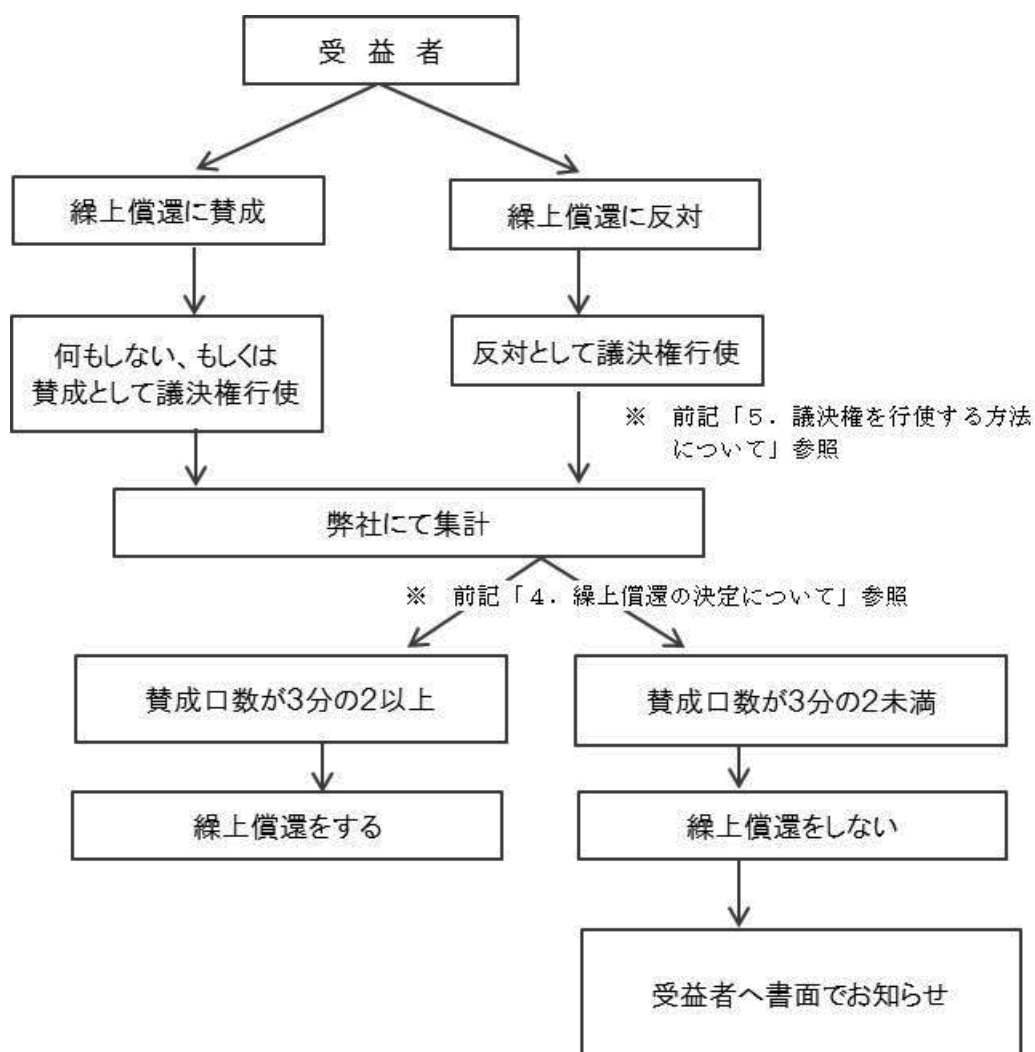
- ・議決権を行使される場合は、必ず同封の議決権行使書面をご使用ください。
- ・取引店名または口座番号が欠落している場合、氏名（もしくは名称）または住所が取扱販売会社へ登録されているものと異なる場合（同封の議決権行使書面に氏名等があらかじめ印刷されている場合にその印刷内容を誤って修正されたときを含みます。）等、記入内容に不備がある場合は、ご提出いただいた議決権行使書面が無効となる場合があります。無効な議決権行使書面をご提出された場合や一つの議決権行使書面に賛否両方のご回答を頂いた場合には、議決権行使がされなかったものとして取り扱います。
- ・賛否の内容が異なる複数の議決権行使書面をご提出された場合は、原則として、議決権が行使されなかったものとして取り扱います。
- ・「議案についての賛否」欄にご回答がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ・提出された議決権行使書面の撤回および議決権行使内容の変更はできません。
- ・議決権を行使されない場合は賛成するものとみなされますので、賛成いただける場合には、お手続きの必要はございません。

6. その他

- ◇ 取扱販売会社においては、議決権行使ができる期間中も、本決議に対する賛否にかかわらず、通常どおり、追加購入および換金（一部解約）のお申込みを受付いたします。
- ◇ 繰上償還が決定した場合、取扱販売会社における換金（一部解約）お申込みの最終受付日は、平成27年6月4日となります。
- ◇ 当ファンドは、投信法第20条第1項において準用する同法第18条第2項および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」第40条の2に定める投資信託*に該当するため、当ファンドの繰上償還に反対された受益者は、その保有する受益権について、投信法第20条第1項において準用する同法第18条第1項の規定に基づく当ファンドの信託財産による買取を請求することはできませんが、上記のとおり取扱販売会社において換金（一部解約）することができます。

* 受益者がその保有している受益権について元本の全部または一部の償還を請求した場合に委託会社（弊社）が当ファンドの一部解約をすることにより当該請求に応じ、受益権の公正な価格が受益者に償還されることとなる投資信託をいいます。なお、当ファンドの場合、当該「公正な価格」は、信託約款第43条第3項のとおり一部解約を受け付けた日の翌営業日の基準価額となります。

7. ご参考（手続きの流れ）



繰上償還についてのお問い合わせ先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 (6736) 2350 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

※ 皆様の個別のお取引状況・口座の内容等については、取扱販売会社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以上

**「JPM中東アフリカ株式ファンド」
書面による決議（平成27年5月26日）
書面決議参考書類**

1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

平成27年2月末現在、追加型証券投資信託「JPM中東アフリカ株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の純資産総額が20億円を下回っております。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には信託契約を解約することができるものと定めています。その状況下、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了すること（以下「繰上償還」といいます。）は相当と考えられます。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成27年6月9日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づく書面による決議において、受益者の議決権口数の3分の2以上にあたる多数の賛成を得られなかった場合には、当ファンドの繰上償還を中止します。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別紙「参考書類別添」をご参照ください。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約の理由

当ファンドの純資産総額が20億円を下回っているため、当ファンドの信託約款第45条第1項の規定に基づき繰上償還を行うものです。

7. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

以上

(別紙)

「参考書類別添」

J P M中東アフリカ株式ファンド 財産状況開示資料

◎資産、負債、元本および基準価額の状況

(2014年12月16日) 現在

項 目	当 期 末
(A) 資 産	669,729,367円
J P M中東アフリカ株式マザーファンド (適格機関投資家専用)受益証券(評価額)	666,467,858
未 収 入 金	3,261,509
(B) 負 債	7,475,825
未 払 解 約 金	3,261,509
未 払 信 託 報 酬	4,134,109
そ の 他 未 払 費 用	80,207
(C) 純 資 産 総 額(A - B)	662,253,542
元 本	635,184,505
次 期 繰 越 損 益 金	27,069,037
(D) 受 益 権 総 口 数	635,184,505口
1 万 口 当 た り 基 準 価 額(C / D)	10,426円

<注記事項>

期首元本額	761,173,273円
期中追加設定元本額	161,198,559円
期中一部解約元本額	287,187,327円
当期末における未払信託報酬(消費税相当額を含む)の内訳は以下の通りです。	
未払受託者報酬	120,413円
未払委託者報酬	4,013,696円

◎損益の状況

当期 自2013年12月17日 至2014年12月16日

項 目	当 期
(A) 有 価 証 券 売 買 損 益	72,464,235円
売 買 益	106,702,288
売 買 損	△34,238,053
(B) 信 託 報 酬 等	△8,167,418
(C) 当 期 損 益 金(A + B)	64,296,817
(D) 前 期 繰 越 損 益 金	△5,112,105
(E) 追 加 信 託 差 損 益 金	△32,115,675
(配 当 等 相 当 額)	(16,695,058)
(売 買 損 益 相 当 額)	(△48,810,733)
(F) 計 (C + D + E)	27,069,037
(G) 収 益 分 配 金	0
次 期 繰 越 損 益 金(F + G)	27,069,037
追 加 信 託 差 損 益 金	△32,115,675
(配 当 等 相 当 額)	(16,695,122)
(売 買 損 益 相 当 額)	(△48,810,797)
分 配 準 備 積 立 金	59,184,712

(注) 損益の状況の中で(A)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。
(注) 損益の状況の中で(B)信託報酬等には信託報酬に対する消費税相当額を含めて表示しています。
(注) 損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。
(注) 信託財産の運用の指図に関する権限を委託するために要する費用として、純資産総額に0.02%を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しています。
(注) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,011円)、費用控除後の有価証券等損益額(37,001,128円)、信託約款に規定する収益調整金(16,695,122円)および分配準備積立金(22,180,573円)より分配対象収益は75,879,834円(10,000口当たり1,194円)ですが、当期に分配した金額はありません。
(注) 当期における信託報酬(消費税相当額を含む)の内訳は以下の通りです。
受託者報酬 233,360円
委託者報酬 7,778,611円

ご参考：J P M中東アフリカ株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

◎資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2014年12月16日) 現在

項 目	当 期 末
(A) 資 産	669,757,994円
コ ー ル ・ ロ ー ン 等	14,989,474
投 資 証 券(評価額)	654,768,512
未 収 利 息	8
(B) 負 債	3,261,509
未 払 解 約 金	3,261,509
(C) 純 資 産 総 額(A - B)	666,496,485
元 本	574,046,390
次 期 繰 越 損 益 金	92,450,095
(D) 受 益 権 総 口 数	574,046,390口
1 万 口 当 た り 基 準 価 額(C / D)	11,610円

<注記事項>

期首元本額	694,865,323円
期中追加設定元本額	145,529,184円
期中一部解約元本額	266,348,117円
元本の内訳	
J P M中東アフリカ株式ファンド	574,046,390円

◎損益の状況

当期 自2013年12月17日 至2014年12月16日

項 目	当 期
(A) 配 当 等 収 益	3,372円
受 取 利 息	3,372
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	104,705,617
売 買 益	126,812,095
売 買 損	△22,106,478
(C) そ の 他 費 用 等	△101,010
(D) 当 期 損 益 金(A + B + C)	104,607,979
(E) 前 期 繰 越 損 益 金	6,812,995
(F) 追 加 信 託 差 損 益 金	20,717,258
(G) 解 約 差 損 益 金	△39,688,137
(H) 計 (D + E + F + G)	92,450,095
次 期 繰 越 損 益 金(H)	92,450,095

(注) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。
(注) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。
(注) 損益の状況の中で(G)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

「JPM中東アフリカ株式ファンド」

繰上償還に関するQ & A

■当資料は、当ファンドの繰上償還についてのご理解の助けとなるようJPモルガン・アセット・マネジメント（株）が作成した資料であり、法令に基づく資料ではありません。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

Q1：『「JPM中東アフリカ株式ファンド」投資信託契約の解約（予定）のお知らせ』が送られてきました。これはなんですか。

A1：当ファンドの繰上償還（期間満了前に投資信託契約を解約すること）を行うにあたり、その賛否を問うために法令に基づき「書面による決議」を行う必要がありますが、その「書面による決議」を行うためには、事前に受益者の皆様に「書面による決議」を行う旨を書面にてご通知することが法令で定められているため、お送りしています。

Q2：なぜ繰上償還するのですか。

A2：継続的な換金により、当ファンドの残高（純資産総額）は平成27年2月末現在約6億円になっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には繰上償還ができると定めています。今後、当ファンドの残高が大幅に増加することを期待することは難しいことから、信託約款の当該規定に従って繰上償還をすることはやむを得ないと判断いたしました。

（参考）

当ファンドの残高（純資産総額） 1,859百万円（平成22年12月16日（第3期末））
883百万円（平成23年12月16日（第4期末））
879百万円（平成24年12月17日（第5期末））
697百万円（平成25年12月16日（第6期末））
662百万円（平成26年12月16日（第7期末））

Q3：何をすればよいのですか。

A3：繰上償還に賛成の方は、以下のいずれかのご対応をお願いいたします。
・「書面による決議」における議決権を行使しない。（自動的に賛成として議決権を行使したことになります。）
この場合は、「議決権行使書面」をご提出いただく必要はございません。
・繰上償還に賛成として、「書面による決議」における議決権を行使する。
この場合は、『「JPM中東アフリカ株式ファンド」投資信託契約の解約

(予定)のお知らせ』の「5. 議決権を行使する方法について」にしたがって、賛成である旨を記載した「議決権行使書面」をご提出くださいますようお願いいたします。

繰上償還に反対の方は、その旨の議決権を「書面による決議」において行使するため、『「JPM中東アフリカ株式ファンド」投資信託契約の解約(予定)のお知らせ』の「5. 議決権を行使する方法について」にしたがって、反対である旨を記載した「議決権行使書面」をご提出くださいますようお願いいたします。

Q 4 : 平成27年4月23日現在の保有受益権口数がわかりません。

A 4 : お取引の販売会社までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。なお、お取引の販売会社によっては、同封の議決権行使書面にあらかじめ保有受益権口数が印刷されている場合や、保有受益権口数が同封の別紙に記載されている場合があります。

Q 5 : 換金はできますか。

A 5 : 販売会社の営業日であれば、販売会社にて換金(一部解約)のお手続きを承ります。お取引の販売会社にて換金をお申込みください。ただし、販売会社の営業日であっても、平成27年4月24日以降、解約申込み受付最終日(平成27年6月4日)までにおける以下の日にはお申込みできません。詳しくは、お取引の販売会社までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

4月24日、4月27日、5月1日、5月8日、5月15日、5月19日、5月22日、5月29日

また、繰上償還をすることが決定した場合は、平成27年6月4日が換金の最終申込日となります。換金する際の価格は、換金申込日の翌営業日の基準価額です。なお、換金せず繰上償還までお持ちいただく場合には、償還日の基準価額により償還金としてお受け取りになれます。基準価額は日々変動します。

Q 6 : 繰上償還すると決まったら、連絡はもらえますか。

A 6 : 繰上償還が決定した場合、今回のように弊社から書面でお知らせすることはいたしません。繰上償還が否決された(繰上償還しないこととなった)場合には、弊社から書面でお知らせいたします。なお、いずれの場合も、平成27年5月26日に弊社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp/>)にお知らせを掲載いたします。

以上